

平成24年

第4回定例会

会議録

(第1号)

平成24年12月13日

平成24年第4回 江 差 町 議 会 定 例 会

◎ 期日及び場所

平成 24 年 12 月 13 日 (木) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会 期 の 決 定

[議 長 諸般の報告]

日程第 3 所管事務調査報告について

日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について

[町 長 行政報告]

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 1 号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 承認第 2 号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 承認第 3 号 平成 2 4 年度江差町水道事業会計補正予算 (第 3 号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 承認第 4 号 平成 2 4 年度江差町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第 1 0 承認第 5 号 平成 2 4 年度江差町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第 1 1 議案第 1 号 平成 2 4 年度江差町一般会計補正予算 (第 8 号) について

日程第 1 2 議案第 2 号 平成 2 4 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 1 3 議案第 5 号 平成 2 4 年度江差町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について

日程第14	議案第3号	江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について
日程第15	議案第4号	江差町暴力団排除に関する条例の制定について
日程第16	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の任命について
日程第17	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第18	発議第1号	米軍輸送機「オスプレイ」の配備撤回および国内飛行訓練中止を求める意見書について
日程第19	発議第2号	生活保護基準の引き下げはしないことなどを政府に求める意見書について
日程第20	発議第3号	トド等海獣による漁業被害に関する国への意見書について
追加日程第1	発議第4号	かもめ島周辺利用等に関する事務調査

◎ 出席議員（11名）

議	長	打越東	丞夫
副	議	室井正	行
議	員	薄木晴	午
	〃	飯田隆	一
	〃	萩原	徹
	〃	小笠原	淳夫
	〃	横山敬	三
	〃	若山明	廣
	〃	大門和	子
	〃	小野寺	真
	〃	小林栄	治

◎ 欠席議員（1名）

議	員	小笠原	満
---	---	-----	---

◎ 出席説明者

町	長	濱谷一	治
副	町	長谷川	篤
教	育	新木秀	幸
総	務	澤口純	一
政	策	田畑	明
税	務	清水直	樹

健康推進課長	高橋勝則
町民福祉課長	金子登
環境住宅課長	結城孝好
農林水産課長	福島平
追分商工観光課長	小田島訓
建設水道課長	大坂敏文
ひのき荘	広島良二
学校教育課長	小笠原正能
社会教育課長	木村晃

(議会事務局)

局長	松尾幸春
書記	尾山徹

(議長)

ただいまの出席議員は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年第4回江差町議会定例会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、小野寺議員、小笠原淳夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。傍聴の皆さんにもおはようございます。

議会運営委員会からの、ご報告を申し上げます。

当委員会は、11月27日と12月7日の2日間委員会を開催しまして、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程と運営について協議をいたしました。

今定例会には、水道事業会計の補正予算の専決処分の承認のほか、お手元にあります12件提案されております。

また、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、議員の皆さんの資料、委員会報告書の2枚目、裏表にあります。ご覧になっていただきたいと思っております。私の方からは一般質問について述べたいと思っておりますが、一般質問については、一問一答方式で行って、質問の回数は再々質問まで、答弁を含めて60分の時間制とします。1回目の質問答弁については、演壇で行って、再質問以降については、議員は同じく演壇で理事者は自席で行うことといたします。

また、理事者は議員からの質問・質疑に対して、議長の許可を得て、反問出来ることとして、その時間については60分の制限時間外とすることといたします。

会期につきましては「本日1日」とします。

以上、議会運営委員会で協議した結果であります。議員各位のご協力を、特にお願ひ申し上げまして、議会運営委員長報告といたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日、一般質問については一問一答方式で行い、1回目の質問答弁については演壇により行い、再質問以降は議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員からの質問に対して議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

日程第3 所管事務調査報告について

平成24年第1回定例会 発議第6号「町有施設指定管理者に関する事務調査」についてを議題といたします。

本案については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「萩原委員長」

「萩原委員長」(報告)

それでは付託の事務事件について、会議規則第78条により、次のとおり報告いたします。

調査事件については「町有施設指定管理者に関する事務調査」であります。委員会では本年3月14日に第1回定例会での調査事項の決定を行った後、10回の委員会を開催しております。

この間において、制度を導入している8箇所の施設を所轄する3課からのヒアリングと、観光振興に関連する拠点施設の現地調査、指定管理事業者との意見交換などを行い、調査を進めてまいりました。

調査結果については次のとおり、意見を付して報告するものであります。

施設の利用と住民サービスについてであります。制度移行して5カ年を経過している施設の利用状況を見ると、およそその施設の利用者数が年々減少している傾向にあります。公の施設の住民サービスを担う分野は、それぞれ異にしているが、今後においてそれぞれの施設の設置目的を踏まえた上で、民間のノウハウを一層活かし、利用者数の向上に向けた努力が必要である。住民の交流や観光振興の業務を担っている一番蔵や江差追分会館等は、観光の拠点施設となっている事から、情報発信や着地情報の提供など情報媒体を積極的に整備していく必要がある。

江差追分会館では目的外仕様として、売店が許可され、利用者の利便性を資しているところであるが、利用者の利便性をさらに向上させる為、許可事業者の开店時間等について一体性を保つなど、改善を図る必要がある。

また、同施設内での売店の在り方については、指定管理者と一体となった方法も検討すべきである。追分、江差追分会館と山車会館の施設への誘導については、正面玄関からアプローチが本来ではありますが、山車会館の併設に伴い、駐車場の整備が図られた事により、裏口からの入館が多くなっている実態がある。これから障害者や高齢者への安全なアプローチを確保する為に裏口へのスロープの整備などのきめ細やかな対応が急がれる。

町営レストランの利用料金については、指定管理者が柔軟に設定出来る仕組みなど、検討が必要である。

次は指定管理施設の指定管理料についてであります。指定管理費を制度移行前（平成18年度）と移行後を比較した結果、それぞれの施設において固定的な経費、人件費や管理費は負担の低減が図られている。平成19年から制度を導入している施設は平成23年度からは2サイクル目に入っている。

移行した施設は5年、または4年のスパンの中で指定管理者が管理運営を担うが、今後指定管理料の算出にあたっては、業務内容のモニタリングなどを定期的に行う必要がある。平成23年度からは指定管理施設に移行した江差追分会館、山車会館は唯一公募による指定管理者である。指定管理者は複数の施設について、柔軟な人員配置による管理と利用者増に向けた発信情報の準備が行われていた。当該施設においては、指定管理者の業務遂行を含めて、利用者の増加が随所に表れた場合等にインセンティブに考慮する等、更なる検討が必要である。

次は指定管理施設の維持管理についてであります。施設の維持管理は大規模

な修繕は町で小規模（100,000 円以下）は、指定管理が行う等その維持管理に努められているが、供用後相当年数を経過し、老化が進んでいる施設も見受けられる。安全な公共施設を維持していく事は文字通り、設置者の責務であるので、維持管理を万全に尽くす必要がある。現地調査の中では次の施設について対応が急がれる。漁村センターの外壁の修繕。町営レストランの付帯駐車場のコンクリート壁の傾き、以上について報告するものであります。

(議長)

以上で、委員長報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。ただちに採決いたします。

「町有施設指定管理者に関する事務調査」について、委員長報告のとおり了承することに決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 閉会中の継続調査の申し出を、議題といたします。

社会文教常任委員会、議会運営委員会、管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する調査特別委員会から、調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

おはようございます。行政報告を申し上げます。

はじめに、『低気圧等に伴う災害状況について』ご報告を申し上げます。

11月26日夜半から翌27日にかけて、低気圧による暴風雪が道南地域を襲い、江差町においても27日午前5時5分に最大瞬間風速31.2メートルを記録したところであり、27日早朝から職員が出動し、パトロールや情報収集に努め、更に住民からの通報、要請に逐一对応してまいりました。

被害状況でございますが、主たる被害箇所と内容は、江差北小学校コンピューター室の屋根の一部損傷、旧朝日小中学校の校舎壁面の一部損傷、港湾用地内の防護柵の一部損壊、農業関係では、越前・鹹川地区でビニールハウス破損6棟となっており、これらの被害総額は140万円を見込んでおります。他に、樹木の倒壊、トタン屋根損壊の恐れなどの通報が数件ありましたが、建物所有者等に連絡し適宜対応したところであり、

また、27日12時30分頃桧岱、東山、豊川町の53戸が停電、原因については電線に樹木が接触した事によるという事ですが、およそ1時間後に復旧しております。

次に、11月28日の落雷による被害状況でございます。28日午後10時から11時30分頃にかけて、町内一円において連続的な落雷が発生したところであり、この落雷による、江差南が丘地区無線共同受信施設に異常をきたし、テレビ映像が不能となったものであります。翌29日に早急な対応を業

者に依頼し、午前11時20分に送信を再開したところでございます。原因は、連続落雷による「自動復帰ブレーカー」の損壊によるものでございます。今後同様な状況下においても、安定的な稼働対応ができるよう検討してまいりますのでご理解をお願いを申し上げます。なお、今回の送信障害により地区エリアで影響を受けたのは、およそ50戸程度と推測しております

また、この落雷により砂川浄水場の機器が被害を受け、避雷装置の設置はしているものの、この性能をはるかに超える電撃であったことから、高圧電気設備及び電話設備に損傷を生じたものであります。応急対策はいたしました、機能回復には機器の改修が必要であることから、報告とあわせて今議会に予算補正をお願いしているところでございます。

また、12月6日から7日にかけて急速に発達した低気圧による被害状況でございます。強烈な風と高波でありましたが、前日の5日夕方に全町一斉の広報車出動による住民への警戒周知を行い、6日は終日町内パトロールの対応と情報収集に努めたところでございます。6日の午後3時12分に最大瞬間風速30.2メートルを記録しております。

被害状況は、南が丘職員住宅の壁面崩落、文化会館屋上搭屋のスパンドレルの一部損壊、民家倉庫の屋根損壊及び住宅、倉庫の屋根損壊の恐れの情報3件の提供があったところであり、所有者等への連絡を行っております。農業関係では、越前・臈川地区のビニールハウス破損3棟となっております。これらの被害総額は、速報値でおよそ138万円と見込んでおるところであります。

また、南浜駅下国道の階段工の波浪による剥離、五厘沢地区海岸の消波ブロックの波浪による飛散についてパトロールにて確認されたことから、所管している機関への報告及び対応の要請を行ったところであります。なお、南が丘職員住宅の壁面崩落の修繕につきましては、今議会において専決処分をお願いしているところでございます。

以上、3件の災害状況についてご報告申し上げましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。今後も、災害に強い町づくり、安心・安全の町づくりに鋭意努めてまいりたいと思っております。

次に、『江差脳神経外科クリニック救急対応全面再開について』でございます。

平成24年9月1日より医師体制の都合により、一部救急受入れの休止をしておりました「江差脳神経外科クリニック24時間救急医療体制」について、12月11日医療法人雄心会理事長 伊藤 丈雄様から、医師体制の調整が図られたことから、平成24年12月17日から、従前通りの救急受入れを再開する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。これにより、地域における夜間休日救急医療の確保が図られたことを併せてご報告を申し上げます。

きます。

なお、休止期間中の救急搬送は6件ありました。

最後に、『JR江差線の江差・木古内間』についてご報告を申し上げます。この間、9月議会での行政報告や町広報誌等を通じた周知、或いはJR北海道主催による住民説明会の開催等、機会あるごとにその動静についてお知らせしてきたところでございますが、来る12月20日に第3回目の対策協議会が上ノ国町で開催される予定でございます。

この中で、先般、JR北海道が示した鉄路廃止後の地元支援策について、3町の対策協議会として対案を持って事にあたることとしたところであります。大まかな内容といたしましては、代替バスの運行支援期間について、JR北海道が提示した15年間で20年間に延長させること、また、バスの運行区間については、利用者の利便性等に配慮し、木古内国保病院から江差高校まで延伸すること、更に新幹線開業後の観光ニーズ等に柔軟に対応した形態にすることなどを柱とし、JR北海道に対し提示することといたしております。

また、各町との個別協議につきましては、未だ一度も開催されておきませんが、今後もJR江差線の廃止に関する情報等につきましては、適宜、お示しするとともに、議会とも十分な議論や意見を頂きながら、慎重に対応してまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、3件についてご報告し、行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。